

ばならないこととなります

ください 2月の納税等 後期高齢者医療保険料/第8期 国民健康保険税/第8期 固定資産税/第4期 納付は便利な口座振替をご利用 納期限内の納付にご協力ください。 料/2月分 限/2月28日(月)

よる医

ました。 が令和8年12月31日まで延 よる医療費控除の特例の適 セルフメディケーション税 それに伴い、 長さ 用期 制 間

※この控除を受けられる場合に または提出を求めた際は当該 税務署長が取組関係書類の提 いて法定申告期限等から5年 類の提示または提出をしなけ 次の 間 書 示 お 表 れ 改正前 適用期間 平成29年1月1日~令和3年12月31日 いわゆるスイッチOTC薬 ※スイッチOTC薬…医師の診断・処方せんに基 対象となる医薬品 づき使用されていた医療用医薬品を薬局、薬 店などで購入できるように転用した医薬品の ・取組に関する書類を確定申告書へ添付 必要な手続き ・医薬品購入費の明細を添付

の2点が変更されました。

でご確認ください。

②必要な手続き

①対象となる医薬品

令和8年12月31日まで(5年延長) 対象をより効果的なものに重点化 スイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とする とりわけ効果があると考えられる薬効について、ス イッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充 ※令和 4 年分の申告より適用 ・取組に関する書類の確定申告書への添付は不要 ・医薬品購入費の明細を添付(取組に関する事項 を明細に記載) ※令和3年分以降の申告を令和4年1月1日以後 に提出する場合に適用 こととなっています。 き続き65万円の控除を受けられ

改正後

表のとおりです

簿保存の方法についても変更 また、手続き、 その他の電子帳

されました。

変更内容は、

※優良な電子帳簿保存の要件は国 こととなりました。 電子帳簿保存の場合に適用され 簿保存について見直され、 税庁のホームページで確認して ください。 令和4年1月1日から②電子帳 優良

たが、 ②電子帳簿保存を行うこと ①e-TAXによる電子申告 65万円から55万円に減額されま 昨年より、 青色申告特別控除

どちらかを行うことにより

引

 \mathcal{O}

改正前	改正後
電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には事前に税務署長の承認が必要	承認制度の廃止 ※65万円控除を受ける場合には <u>税務署長への届け出が必要</u>
以下の条件を満たせない場合は紙に印刷して保存電子帳簿として保存が認められるもの(以下の要件を満たすもの)イ、訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があることロ、モニター説明書等を備えつけること	以下の要件を満たす電子データでの保存が可能 (紙での保存不要) ・改正前の口の条件 ・税務職員がもつ質問検査権にもとづくデータの ダウンロードに応じること。